

# いししんの現況

---

DISCLOSURE 2022

群馬県医師信用組合

## 目次

|                            |    |
|----------------------------|----|
| ごあいさつ                      | 1  |
| 経営理念                       | 1  |
| 沿革                         | 1  |
| 組織図                        | 1  |
| 組合員の推移                     | 1  |
| 総代会                        | 2  |
| 総代のご紹介                     | 2  |
| 役員の状況                      | 2  |
| 職員の状況                      | 2  |
| 令和元年度の事業概況                 | 3  |
| 貸借対照表                      | 3  |
| 損益計算書                      | 7  |
| 剰余金処分計算書                   | 7  |
| 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性         | 7  |
| 主要な計数・指標の推移                | 8  |
| 資金運用勘定、調達勘定の平均残高等          | 8  |
| 資金収支その他経営諸比率               | 8  |
| 預金人格別残高                    | 8  |
| 預金種目別平均残高                  | 8  |
| 総資産利益率・総資金利ざや等             | 8  |
| 受取利息及び支払利息の増減              | 8  |
| 貸倒引当金の内訳                   | 9  |
| 貸出金償却額                     | 9  |
| 貸出金種類別平均残高                 | 9  |
| 貸出金担保別、用途別、業種別残高・構成比       | 9  |
| リスク管理債権及び同債権に対する保全額        | 9  |
| 金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額      | 10 |
| 貸出金金利区分別残高                 | 10 |
| 有価証券種類別平均残高                | 10 |
| 有価証券の時価情報                  | 10 |
| 経費の内訳                      | 10 |
| 代理貸付残高                     | 10 |
| 内国為替の取扱実績                  | 10 |
| 諸手数料                       | 10 |
| 自己資本の充実の状況等                | 11 |
| 《定性的な開示事項》                 | 11 |
| 《定量的な開示事項》                 | 13 |
| 法令の遵守体制                    | 18 |
| 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組状況 | 18 |
| 経営者保証に関するガイドラインへの対応        | 18 |
| 地域密着型金融への取組み状況(3.4～4.3)    | 18 |
| 当組合の地域貢献                   | 19 |
| 当組合の苦情処理措置・紛争解決措置等の概要      | 19 |
| 苦情受付・対応態勢(令和4年4月1日現在)      | 20 |
| 報酬体系                       | 20 |
| 融資のご案内                     | 21 |

- |                                  |                   |
|----------------------------------|-------------------|
| ・店舗一覧                            | 本店 前橋市千代田町一丁目7番4号 |
| ・地区一覧                            | 群馬県全域             |
| ・1店舗当たり預金残高                      | 1店舗営業につき省略        |
| ・1店舗当たり貸出残高                      | 1店舗営業につき省略        |
| ・その他、当組合に該当ない或いは取扱がないため記載を省略した項目 |                   |
| ①自動機器の設置状況                       | ⑥外貨建資産残高          |
| ②子会社の状況                          | ⑦オフバランス取引         |
| ③信用組合の代理業者                       | ⑧先物取引の時価情報        |
| ④財形貯蓄残高                          | ⑨オプション取引の時価情報     |
| ⑤商品有価証券                          | ⑩外国為替取扱実績         |
| ⑪公共債窓販実績                         |                   |
| ⑫公共債引受額                          |                   |
| ⑬会計監査人による監査                      |                   |

## ごあいさつ



組合員の皆様方には、日頃より格別のご愛顧を賜り心より厚く御礼申し上げます。

ここに当組合のディスクロージャー誌「いししんの現況」をお届けいたします。

本冊子は当組合の令和元年度の業績や財務内容、経営方針等をまとめたものです。当組合をより深く理解していただく一助としてご高覧賜れば幸いに存じます。

今後とも組合員の皆様方に充実した金融サービスをご提供するとともに、経営の健全性と基盤の強化に努めてまいりますので、一層のご支援とご指導をよろしくお願い申し上げます。

令和4年7月

群馬県医師信用組合  
理事長 須藤 英仁

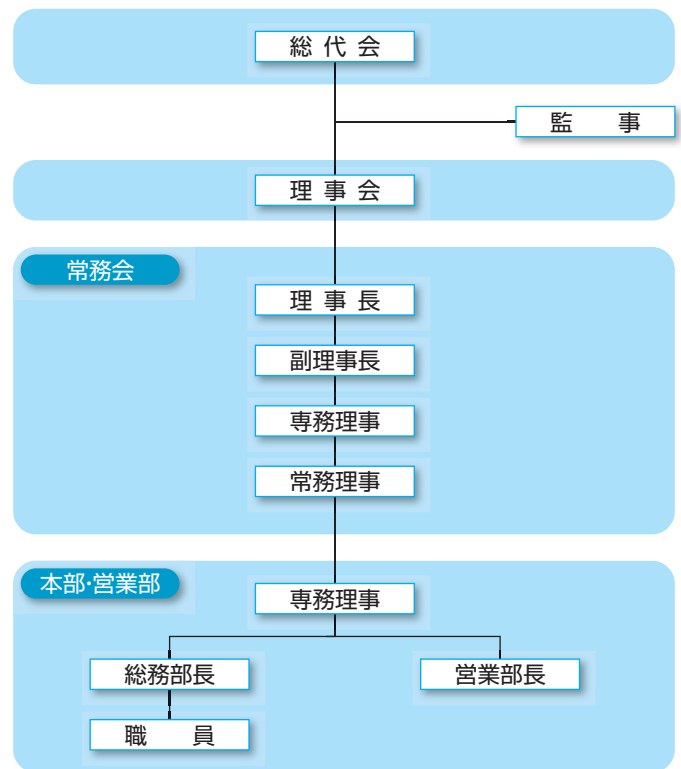
## 経営理念

当組合は群馬県医師会を設立母体とし、営業基盤を県内の医師会員とその家族ならびに医療関連団体に置いております。したがって、医療業界の事情を十分に把握した専門金融機関として金融サービスの向上に努め、組合員との連携・相互扶助の精神に支えられた姿勢を経営に反映し、組合員皆様の医業経営に貢献するとともに、地域医療の発展に寄与することを目指しております。

## 沿革

- 昭和46年11月 群馬県医師信用組合設立 組合員数498名  
初代理事長 羽生田進先生  
組合事務所 群馬メディカルセンター本館1階  
(団体加盟)  
全国信用組合中央協会  
全国信用協同組合連合会
- 昭和48年 5月 第2代理事長に池上直一先生就任
- 昭和49年12月 医療金融公庫代理店契約締結
- 昭和50年 5月 第3代理事長に鶴谷孔明先生就任
- 昭和52年 3月 店舗移転(メディカルセンター本館1階から別館3階へ移転)
- 昭和58年 8月 自営オフライン・コンピュータ導入
- 昭和62年 5月 第4代理事長に太田武史先生就任
- 昭和62年10月 第5代理事長に家崎智先生就任
- 平成 2年 3月 店舗移転(メディカルセンター別館3階から現在の同2階へ移転)
- 平成 3年 3月 自営オンライン・コンピュータ導入
- 平成 7年11月 全国銀行内国為替制度に加盟
- 平成11年12月 第6代理事長に赤沢達之先生就任
- 平成12年 4月 信用組合監督・検査事務が群馬県から国へ移管
- 平成12年 6月 員外監事制度導入(公認会計士、弁護士)
- 平成16年 3月 インターネット上にホームページ開設
- 平成17年 6月 第7代理事長に鶴谷嘉武先生就任
- 平成18年 1月 信用組合共同センター加盟。基幹系電算システム移行センター処理開始
- 平成25年 3月 総預金200億円達成
- 平成25年11月 第8代理事長に月岡関夫先生就任
- 平成28年 6月 第9代理事長に須藤英仁先生就任

## 組織図



## 組合員の推移

| 区分 | 令和3年3月期 | 令和4年3月期 | 増減    |
|----|---------|---------|-------|
| 個人 | 906人    | 888人    | △ 18人 |
| 法人 | 305人    | 304人    | △ 1人  |
| 合計 | 1,211人  | 1,192人  | △ 19人 |

総代会

1.総代会の仕組み

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合組織金融機関です。

また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権および選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営に参加することができます。

しかし、当組合は組合員1,192名と多く、総会の開催が困難なため、中小企業等協同組合法および定款に定めるところにより「総代会」を設置しています。

総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により、運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しています。

また、総代会は、当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要事項に関する審議、決議がおこなわれます。

2.総代の選出方法・任期・定数

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、定款および総代選挙規定に基づき、公正な手続きを経て選出されます。

(1)総代の選出方法

総代は組合員であることが前提条件であり、総代選挙規定等に則り、各地区医師会毎に自ら立候補した方もしくは各地区医師会内の組合員10名以上から推薦された方の中から、その地区医師会に属する組合員により、公平に選挙を行い選出されます。

なお、総代候補者(立候補者、(推薦を含む))の数が当該地区医師会における総代定数を超えない場合は、その候補者(立候補者(推薦を含む))を当選者として投票は行っておりません。

(2)総代の任期・定数

総代の任期は2年となっております。

総代の定数は、100人以上110人以内です。

地区別の定数は、地区医師会の組合員数と総組合員数の按分比により算出しております。

3.総代の役割

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合に反映させる重要な役割を担っております。

4.総代会の決議事項

日 時 令和4年6月23日(木) 午後3時

場 所 群馬メディカルセンター 大ホール

出席者98名

1.開会の辞

2.理事長挨拶

3.議長選出

4.議

<議決事項>

第1号議案 令和3年度事業報告、貸借対照表、損益計算書、附属明細書、剰余金処分案の承認の件

第2号議案 令和4年度事業計画案ならびに収支予算案の承認の件

第3号議案 役員改選の件

第4号議案 退職功労金の支払の件

以上4議案すべて原案どおり承認可決されました。

5.閉会の辞

総代のご紹介

| 地区        |     | 総代数   | 総代名    |        |       |        |        |        |       |        |       |  |  |  |
|-----------|-----|-------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|-------|--------|-------|--|--|--|
| 前 橋 地 区   | 29名 | 我妻通明⑥ | 家崎桂吾②  | 今泉友一⑪  | 生方 聡① | 小澤聖史①  | 片平 均⑨  | 岸川一郎⑪  | 清宮和之⑥ | 小中俊太郎② | 佐治和喜② |  |  |  |
|           |     | 佐藤 泉⑥ | 猿木和久⑦  | 下田隆也③  | 直田祐子② | 須田浩充⑧  | 田中 義⑩  | 中嶋宏治②② | 中野榮喜⑬ | 中村光郎⑤  | 中屋光雄⑬ |  |  |  |
|           |     | 野村洋二⑩ | 萩原廣明⑪  | 橋爪洋明②  | 服部徳昭⑩ | 笛木 真⑦  | 三浦信明⑪  | 道下正彦②  | 望月和子⑪ | 山田邦子⑫  |       |  |  |  |
| 高 崎 地 区   | 18名 | 有賀長規⑩ | 植原政弘③  | 岡本克実⑥  | 駒井和子⑤ | 坂本道子③  | 重田 誠⑤  | 善如寺恵子③ | 田村 仁③ | 土屋 智③  | 角田 隆⑨ |  |  |  |
|           |     | 長島 勇⑧ | 沼賀哲郎②  | 萩原 修④  | 長谷川等③ | 水内 整④  | 道又俊子③  | 森田英樹⑦  | 吉川守也⑨ |        |       |  |  |  |
| 桐 生 地 区   | 9名  | 飯山三男⑦ | 大澤英夫⑪  | 菊地一真③  | 北川 洋⑫ | 北川泰久⑤  | 小暮晴一郎⑩ | 須永吉信⑤  | 永田 徹⑤ | 藤江 篤⑤  |       |  |  |  |
| 伊勢崎佐波地区   | 9名  | 阿部友厚① | 五十嵐清人⑦ | 大澤 誠⑬  | 桑原龍雄⑤ | 田口 勉④  | 堤 京子④  | 都丸浩一②  | 美原 樹⑫ | 山田俊彦⑥  |       |  |  |  |
| 太 田 地 区   | 9名  | 伊藤真一⑩ | 江原浩司②  | 荻野法之①  | 小島正人① | 小林信一②  | 中野正美⑬  | 堀越健太郎⑬ | 山口進久① | 和賀一雄⑤  |       |  |  |  |
| 群 馬 郡 地 区 | 4名  | 佐藤洋一⑪ | 佐藤泰平⑩  | 永井伊津夫⑩ | 水口滋之④ |        |        |        |       |        |       |  |  |  |
| 渋 川 地 区   | 5名  | 川島 理⑥ | 齋藤修一③  | 神保 進⑥  | 中野正幸⑥ | 松本達彦④  |        |        |       |        |       |  |  |  |
| 藤岡多野地区    | 6名  | 栗原 透④ | 島田哲明①  | 杉山博之⑤  | 関口哲郎① | 松本文和①  | 山崎恒彦⑬  |        |       |        |       |  |  |  |
| 富岡市甘楽郡地区  | 3名  | 武市吉人③ | 武田滋利①  | 宮崎 誠①  |       |        |        |        |       |        |       |  |  |  |
| 安 中 地 区   | 4名  | 清水龍一④ | 本多 真⑤  | 藤巻康喜④  | 柳澤 肇① |        |        |        |       |        |       |  |  |  |
| 吾 妻 郡 地 区 | 2名  | 櫻井慶一① | 高嶺一雄④  |        |       |        |        |        |       |        |       |  |  |  |
| 沼田利根地区    | 4名  | 石田智之① | 藤塚 勲②  | 角田 守②  | 林 秀彦② |        |        |        |       |        |       |  |  |  |
| 館林市邑楽郡地区  | 5名  | 井上研次① | 柴田信義④  | 海宝雄人①  | 小柳富彦⑥ | 松本恵理子⑥ |        |        |       |        |       |  |  |  |

・任 期 令和6年5月16日  
※氏名の後に就任回数を記載しております。

役員の状況 令和4年6月23日現在

| 役職名  | 氏 名   | 就任年月日      | 所属医師会等   | 代表非代表の別 | 常勤非常勤の別 | 担当部門 |
|------|-------|------------|----------|---------|---------|------|
| 理事長  | 須藤 英仁 | 平成28年6月30日 | 群馬県医師会   | 代 表     | 非常勤     |      |
| 副理事長 | 西松 輝高 | 平成28年6月30日 | 群馬県医師会   | 代 表     | 非常勤     |      |
| 副理事長 | 川島 崇  | 平成28年6月30日 | 群馬県医師会   | 代 表     | 非常勤     |      |
| 専務理事 | 高橋 温  | 平成26年6月26日 |          | 代 表     | 常 勤     | 業務全般 |
| 常務理事 | 今泉 友一 | 令和2年6月25日  | 群馬県医師会   | 非代表     | 非常勤     |      |
| 理 事  | 須田 浩充 | 令和2年6月25日  | 前橋市医師会   | 非代表     | 非常勤     |      |
| 理 事  | 岡本 克実 | 令和2年6月25日  | 高崎市医師会   | 非代表     | 非常勤     |      |
| 理 事  | 大澤 誠  | 平成30年6月27日 | 伊勢崎佐波医師会 | 非代表     | 非常勤     |      |
| 理 事  | 中野 正美 | 令和2年6月25日  | 太田市医師会   | 非代表     | 非常勤     |      |
| 理 事  | 水口 滋之 | 平成26年6月26日 | 群馬郡医師会   | 非代表     | 非常勤     |      |

・定款に定める理事数 13人以上18人以内  
・定款に定める監事数 3人以上4人以内  
・任 期 令和6年開催の定時総代会終結の時

| 役職名 | 氏 名   | 就任年月日      | 所属医師会等    | 代表非代表の別 | 常勤非常勤の別 | 担当部門 |
|-----|-------|------------|-----------|---------|---------|------|
| 理 事 | 中野 正幸 | 令和4年6月23日  | 渋川地区医師会   | 非代表     | 非常勤     |      |
| 理 事 | 栗原 透  | 令和4年6月23日  | 藤岡多野医師会   | 非代表     | 非常勤     |      |
| 理 事 | 武田 滋利 | 令和2年6月25日  | 富岡市甘楽郡医師会 | 非代表     | 非常勤     |      |
| 理 事 | 布施 正博 | 令和4年6月23日  | 吾妻郡医師会    | 非代表     | 非常勤     |      |
| 理 事 | 林 秀彦  | 令和4年6月23日  | 沼田利根医師会   | 非代表     | 非常勤     |      |
| 理 事 | 松本恵理子 | 令和4年6月23日  | 館林市邑楽郡医師会 | 非代表     | 非常勤     |      |
| 監 事 | 菊地 一真 | 令和2年6月25日  | 桐生市医師会    | 非代表     | 非常勤     |      |
| 監 事 | 本多 真  | 令和2年6月25日  | 安中市医師会    | 非代表     | 非常勤     |      |
| 監 事 | 足立 進  | 平成12年6月21日 | 弁 護 士     | 非代表     | 非常勤     | 業務監査 |
| 監 事 | 桂川 修一 | 平成26年6月26日 | 公 認 会 計 士 | 非代表     | 非常勤     | 会計監査 |

職員の状況

| 区 分 | 前期末 | 当期末 | 増減(△) |
|-----|-----|-----|-------|
| 職員数 | 4人  | 4人  | 0人    |

・職員数には、アルバイト、パートおよび被出向者の職員は含んでおりません。



## 令和3年度の事業概況

## ＜事業方針＞

当組合は、協同組織金融機関として相互扶助の精神に基づき、医業及びこれに関連する事業を営む中小規模の事業者の経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図るために必要な金融事業を行うとともに、地域医療の発展に貢献することを理念として事業を推進しております。

## ＜金融経済環境＞

令和3年度のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、世界的な供給制約を背景とする輸出・生産の停滞や経済社会活動の抑制から個人消費が低迷するなど、停滞感の強いものとなりました。

また、インフレ抑制で欧米が金融引き締め動き新興国も追随するなか、世界的に市場金利が上昇（債券価格の下落）し、国内の超長期債に強上りとなりました。圧力

## ＜業績＞

こうした金融経済環境のなか、有価証券利息配当金の減少を主因にコア業務純益が前期比10百万円減少の28百万円、当期純利益も同1百万円減少の25百万円となりました。

預金積金は前期比1億円増加の223億円、貸出金については同5億円減少の55億円となりました。有価証券については11億円増加の111円となりました。

また、組合員数については前期比19名減少の1,192名となりました。

## ＜事業の展望と今後の課題＞

今後の主要課題を以下の3点と考えております。

・地域医療の維持・発展のため、クリニックの承継問題に積極的に関与して引退を考えている先生と開業を希望する勤務医の先生のマッチングを支えます。援

・有価証券の運用については、管理態勢・管理能力に則った運用を行うことし、内容が理解できない商品等の購入はしません。

・マネロン・テロ資金供与対策やサイバーセキュリティ対策を経営の重要課題と捉え、経営陣のリーダーシップの下で取組みを行います。

## 貸借対照表

(単位:千円)

| 資産の部        |            |            | 負債及び純資産の部    |            |            |
|-------------|------------|------------|--------------|------------|------------|
| 科 目         | 令和3年3月末    | 令和4年3月末    | 科 目          | 令和3年3月末    | 令和4年3月末    |
| 現金          | 4,195      | 4,756      | 預金積金         | 22,160,440 | 22,333,979 |
| 預け金         | 8,792,561  | 8,196,487  | 普通預金         | 7,808,610  | 7,960,941  |
| 有価証券        | 9,991,400  | 11,123,030 | 定期預金         | 13,972,463 | 13,969,264 |
| 国 債         | 8,610,120  | 9,852,710  | 定期積金         | 379,366    | 403,774    |
| 社 債         | 1,381,180  | 1,270,220  | 借入金          | 700,000    | 700,000    |
| 株 式         | 100        | 100        | その他負債        | 20,688     | 14,651     |
| 貸出金         | 6,077,264  | 5,506,780  | 未払費用         | 3,657      | 3,111      |
| 手形貸付        | 434,900    | 334,900    | 給付補填備金       | 46         | 39         |
| 証書貸付        | 5,642,364  | 5,171,880  | 未払法人税等       | 8,857      | 4,472      |
| その他資産       | 31,363     | 30,828     | 前受収益         | 2,243      | 1,910      |
| 全信組連出資金     | 8,000      | 8,000      | 払戻未済金        | 3,115      | 2,640      |
| 未収収益        | 17,443     | 18,921     | その他の負債       | 2,769      | 2,477      |
| その他の資産      | 5,919      | 3,906      | 賞与引当金        | 2,401      | 1,276      |
| 有形固定資産      | 0          | 0          | 退職給付引当金      | 32,655     | 15,603     |
| 建物          | 0          | 0          | 役員退職慰労引当金    | 16,400     | 19,600     |
| その他の有形固定資産  | 0          | 0          | 繰延税金負債       | 15,694     | 0          |
| 無形固定資産      | 1,257      | 838        | 負債の部合計       | 22,948,278 | 23,085,109 |
| ソフトウェア      | 1,257      | 838        | (純資産の部)      |            |            |
| 繰延税金資産      | 0          | 10,812     | 出資金          | 167,951    | 165,431    |
| 貸倒引当金       | △22,424    | △17,999    | 普通出資金        | 167,951    | 165,431    |
| (うち個別貸倒引当金) | (△3,108)   | (△820)     | 利益剰余金        | 1,676,726  | 1,699,000  |
|             |            |            | 利益準備金        | 220,650    | 220,650    |
|             |            |            | その他利益剰余金     | 1,456,076  | 1,478,350  |
|             |            |            | 特別積立金        | 1,424,000  | 1,444,000  |
|             |            |            | 当期末処分剰余金     | 32,076     | 34,350     |
|             |            |            | 組合員勘定合計      | 1,844,677  | 1,864,431  |
|             |            |            | その他有価証券評価差額金 | 82,661     | △94,005    |
|             |            |            | 評価・換算差額等合計   | 82,661     | △94,005    |
|             |            |            | 純資産の部合計      | 1,927,338  | 1,770,426  |
| 資産の部合計      | 24,875,617 | 24,855,535 | 負債及び純資産の部合計  | 24,875,617 | 24,855,535 |

## 注記事項

1. 以下の記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
 

|        |        |
|--------|--------|
| 建物附属設備 | 10年    |
| そ の 他  | 8年～20年 |
4. 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
5. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
 「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計算した額と、税法基準で計算した額のうち大きい方の額を引当することとなっております。本年度は税法基準に基づき計算した額を計上しております。  
 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てております。  
 全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部門の協力の下に資産査定部門が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当てを行っております。
6. 賞与引当金は職員への賞与の支払いに備えるため、賞与の支給見込み額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。
7. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における自己都合退職による要支給額の100%相当額を計上しております。
8. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当該事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
9. 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
10. 消費税および地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
11. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権  
 総額 362,763千円
12. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務  
 総額 該当ありません
13. 有形固定資産の減価償却累計額 5,380千円
14. 貸出金のうち、破綻先債権はありません、延滞債権額は820千円  
 であります。  
 なお、破綻先債権とは、元本または利息支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
15. 貸出金のうち、3か月以上の延滞債権は7,121千円であります。  
 なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
16. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権はありません。  
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
17. 破綻先債権額、延滞債権額及び3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は7,941千円であります。  
 なお、14.～16.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
18. 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、電子計算機等及び営業用車両についてリース契約により使用しています。
19. 担保に提供している資産は次のとおりであります。  
 担保に提供している資産 預け金 900百万円  
 担保資産に対応する債務 借入金 700百万円  
 上記の他、為替業務に係る取引のために預け金500百万円を担保に提供しております。
20. 出資1口当たりの純資産額 10,701円90銭であります。
21. 金融商品の状況に関する事項
  - (1) 金融商品に対する取組方針  
 当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。  
 このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
  - (2) 金融商品の内容及びそのリスク  
 当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。  
 また、有価証券は、主に債券であり、資金運用目的で保有してお

ります。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

#### ① 信用リスクの管理

当組合は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、本部により行われ、また、定期的に経営陣による常務会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。有価証券の発行体の信用リスクに関しては、本部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

#### ② 市場リスクの管理

##### (i) 金利リスクの管理

当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記し、本部においてALMに関する方針に基づき、理事会・常務会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

日常的に金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで理事会・常務会に報告しております。

##### (ii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、常務会の承認を得た運用方針に基づき、理事会の監督の下、リスク管理方針および管理規定に従い行われております。このうち、本部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

##### (iii) デリバティブ取引

当組合では、デリバティブ取引は行っておりません。

##### (iv) 市場リスクに係る定量的情報

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」「有価証券」のうち債券、「貸出金」及び「預金積金」であります。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、『協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項(平成十九年金融庁告示第十七号)』において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量分析に使用しております。当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けるとともに、それぞれの金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、規定さ

れた金利変動幅を用いて算出しております。

なお、当事業年度末現在、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末において、日本円金利に1.00%の上方パラレルシフト(指標金利の上昇)が生じた場合、経済価値は1,139百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

#### ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。なお、金融商品のうち貸出金、預け金、預金積金は簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

### 2.2. 金融商品の時価等に関する事項

令和4年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

| (単位:百万円)     |          |        |     |
|--------------|----------|--------|-----|
|              | 貸借対照表計上額 | 時 価    | 差 額 |
| (1) 預け金      | 8,196    | 8,205  | 9   |
| (2) 有価証券     | 11,123   | 11,123 | 0   |
| (3) 貸出金 (*1) | 5,506    | 5,512  | 6   |
| 貸倒引当金(*2)    | △17      | △17    | 0   |
|              | 5,488    | 5,494  | 6   |
| 金融資産計        | 24,808   | 24,822 | 15  |
| (1) 預金積金     | 22,333   | 22,336 | 3   |
| 金融負債計        | 22,333   | 22,336 | 3   |

(\*1) 貸出金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(\*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金、個別貸倒引当金を控除しております。

#### (注1) 金融商品の時価等の算定方法

##### 金融資産

##### (1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

満期のある預け金については、市場金利で割引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

##### (2) 有価証券

債券は取引所の価格又は取引証券会社から提示された価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については2.3.に記載しております。



## (3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、それぞれの貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下、「貸出金計上額」という)。

②①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額。

## 金融負債

## (1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿簿価)を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

| 区 分   | 貸借対照表計上額 |
|-------|----------|
| 非上場株式 | 0        |
| 組合出資金 | 8        |
| 合 計   | 8        |

組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

23. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「社債」、が含まれております。以下24.まで同様であります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券に区分した有価証券はありません。

(3) その他有価証券

(単位:千円)

| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの  |            |            |           |
|----------------------|------------|------------|-----------|
| 種類                   | 貸借対照表計上額   | 取得原価       | 差額        |
| 国 債                  | 4,370,440  | 4,277,723  | 92,717    |
| 社 債                  | 604,810    | 599,815    | 4,995     |
| 株 式                  | 100        | 100        | 0         |
| 小 計                  | 4,975,350  | 4,877,638  | 97,712    |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの |            |            |           |
| 種類                   | 貸借対照表計上額   | 取得原価       | 差額        |
| 国 債                  | 5,482,270  | 5,641,057  | △ 158,787 |
| 社 債                  | 665,410    | 698,340    | △ 32,930  |
| 小 計                  | 6,147,680  | 6,339,397  | △ 191,717 |
| 合 計                  | 11,123,030 | 11,217,035 | △ 94,005  |

(注) 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

24. 当期中に売却した満期保有目的の有価証券はありません。

25. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

(単位:百万円)

| 売 却 額 | 売 却 益 | 売 却 損 |
|-------|-------|-------|
| 803   | 5     | —     |

26. その他有価証券のうち満期があるものの期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

(単位:千円)

|     | 1年以内      | 1年超5年以内   | 5年超10年以内 | 10年超      |
|-----|-----------|-----------|----------|-----------|
| 国 債 | 2,523,680 | 1,514,510 | 332,250  | 5,482,270 |
| 社 債 | 0         | 100,940   | 602,410  | 566,870   |
| 合 計 | 2,523,680 | 1,615,450 | 934,660  | 6,049,140 |

27. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

| 繰延税金資産             |          |
|--------------------|----------|
| 個別貸倒引当金繰入超過        | 226千円    |
| 退職給付引当金損金算入限度超過額   | 4,315千円  |
| 役員退職慰労引当金損金算入限度超過額 | 5,421千円  |
| 未払事業税              | 267千円    |
| 貯蔵品                | 219千円    |
| 賞与引当金              | 352千円    |
| 減価償却超過額            | 8千円      |
| 繰延税金資産合計           | 10,812千円 |





## 損益計算書

(単位:千円)

| 科 目             | 令和3年3月期 | 令和4年3月期 |
|-----------------|---------|---------|
| 経常収益            | 148,489 | 148,657 |
| 資金運用収益          | 146,791 | 137,416 |
| 貸出金利息           | 53,620  | 53,954  |
| 預け金利息           | 11,352  | 8,982   |
| 有価証券利息配当金       | 80,948  | 73,455  |
| その他の受入利息        | 870     | 1,023   |
| 役務取引等収益         | 1,313   | 1,189   |
| 受入為替手数料         | 1,299   | 1,175   |
| その他の役務収益        | 13      | 13      |
| その他業務収益         | 218     | 5,626   |
| 国債等債券売却益        | —       | 5,168   |
| 国債等債券償還益        | 16      | 77      |
| その他の業務収益        | 201     | 380     |
| その他経常収益         | 1,165   | 4,425   |
| 貸倒引当金戻入益        | 1,163   | 4,425   |
| その他の経常収益        | 2       | —       |
| 経常費用            | 112,859 | 113,379 |
| 資金調達費用          | 4,150   | 3,418   |
| 預金利息            | 4,073   | 3,367   |
| 給付補填備金繰入額       | 77      | 50      |
| その他の支払利息        | —       | —       |
| 役務取引等費用         | 2,837   | 2,898   |
| 支払為替手数料         | 787     | 582     |
| その他の支払手数料       | 638     | 641     |
| その他の役務費用        | 1,411   | 1,674   |
| その他業務費用         | 194     | 0       |
| 国債等債券償還損        | 194     | 0       |
| 経 費             | 102,472 | 103,862 |
| 人件費             | 61,904  | 65,678  |
| 物件費             | 40,447  | 38,124  |
| 税 金             | 120     | 60      |
| その他経常費用         | 3,205   | 3,200   |
| 貸倒引当金繰入額        | —       | —       |
| その他資産償却         | —       | —       |
| その他の経常費用        | 3,205   | 3,200   |
| 経 常 利 益         | 36,629  | 35,278  |
| 特 別 利 益         | —       | —       |
| 特 別 損 失         | —       | —       |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 | 36,629  | 35,278  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 8,922   | 4,538   |
| 法人税等調整額         | 1,144   | 5,099   |
| 法人税等合計          | 10,066  | 9,637   |
| 当 期 純 利 益       | 26,562  | 25,640  |
| 繰越金(当期首残高)      | 5,513   | 8,709   |
| 当期末処分剰余金        | 32,076  | 34,350  |

1. 令和4年3月期の出資1口当たりの当期純利益は154円99銭であります。

## 剰余金処分計算書

(単位:円)

| 科 目         | 令和3年3月期    | 令和4年3月期    |
|-------------|------------|------------|
| 当期末処分剰余金    | 32,076,565 | 34,350,546 |
| 当期純利益       | 26,562,716 | 25,640,630 |
| 繰越金(当期首)    | 5,513,849  | 8,709,916  |
| 剰余金処分額      | 23,366,649 | 23,314,788 |
| 普通出資に対する配当金 | 3,366,649  | 3,314,788  |
| (配当率)       | (年2.0%)    | (年2.0%)    |
| 特別積立金       | 20,000,000 | 20,000,000 |
| 繰越金(当期末)    | 8,709,916  | 11,035,758 |

## 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は当組合の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第51期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部検査の有効性を確認いたしました。

令和4年6月23日  
群馬県医師信用組合  
理事長 須藤 英 仁

主要な計数・指標の推移

(単位:百万円)

| 項 目         | 平成30年3月期  | 平成31年3月期  | 令和2年3月期   | 令和3年3月期   | 令和4年3月期   |
|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 預金残高        | 20,644    | 21,587    | 22,032    | 22,160    | 22,333    |
| 貸出金残高       | 5,524     | 5,642     | 5,936     | 6,077     | 5,506     |
| 預貸率(期末残高)   | 26.76 %   | 26.14 %   | 26.94 %   | 27.42 %   | 24.66 %   |
| 預貸率(期中平均残高) | 26.08 %   | 25.18 %   | 25.91 %   | 26.45 %   | 26.19 %   |
| 有価証券残高      | 10,490    | 9,297     | 8,739     | 9,991     | 11,123    |
| 預証率(期末残高)   | 50.81 %   | 43.07 %   | 39.66 %   | 45.09 %   | 49.80 %   |
| 預証率(期中平均残高) | 50.57 %   | 46.25 %   | 39.12 %   | 38.72 %   | 43.30 %   |
| 総資産額        | 22,918    | 23,815    | 24,143    | 24,875    | 24,855    |
| 純資産額        | 2,084     | 2,062     | 1,986     | 1,927     | 1,770     |
| 資金調達勘定 平均残高 | 20,771    | 21,239    | 22,115    | 22,877    | 23,053    |
| 資金運用勘定 平均残高 | 22,576    | 23,065    | 23,976    | 24,754    | 24,944    |
| 経常収益        | 180       | 174       | 155       | 149       | 148       |
| 経常利益        | 49        | 50        | 39        | 36        | 35        |
| 業務純益        | 51        | 47        | 42        | 38        | 34        |
| コア業務純益      | 51        | 47        | 42        | 38        | 28        |
| 当期純利益       | 35        | 36        | 28        | 26        | 25        |
| 自己資本比率      | 23.81 %   | 22.51 %   | 19.92 %   | 19.14 %   | 21.07 %   |
| 組合員数        | 1,255 人   | 1,254 人   | 1,245 人   | 1,211 人   | 1,192 人   |
| 出資金額        | 175       | 173       | 170       | 167       | 165       |
| 出資配当率/配当金額  | 2.0 % / 3 | 2.0 % / 3 | 2.0 % / 3 | 2.0 % / 3 | 2.0 % / 3 |
| 常勤従業員数      | 5 名       | 5 名       | 5 名       | 5 名       | 5 名       |

(注) 1. 残高計数は期末日現在のものです。  
2. 「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。  
3. 店舗は本店のみにつき、1力店当たりの預金及び貸出金残高は省略いたします。

資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

(単位:千円)

| 科 目    | 年度    | 平均残高       | 利息         | 利回%    |        |
|--------|-------|------------|------------|--------|--------|
| 資金運用勘定 | 4年3月期 | 24,944,725 | 137,416    | 0.55   |        |
|        | 3年3月期 | 24,754,575 | 146,791    | 0.59   |        |
|        | 貸出金   | 4年3月期      | 5,854,585  | 53,954 | 0.92   |
|        |       | 3年3月期      | 5,888,377  | 53,620 | 0.91   |
|        | 預け金   | 4年3月期      | 9,401,894  | 8,982  | 0.09   |
|        |       | 3年3月期      | 10,238,357 | 11,352 | 0.11   |
|        | 有価証券  | 4年3月期      | 9,680,245  | 73,455 | 0.75   |
|        |       | 3年3月期      | 8,619,840  | 80,948 | 0.94   |
|        | その他   | 4年3月期      | 8,000      | 1,023  | 0.14   |
|        |       | 3年3月期      | 8,000      | 320    | 4.00   |
| 資金調達勘定 | 4年3月期 | 23,053,985 | 3,418      | 0.01   |        |
|        | 3年3月期 | 22,877,300 | 4,150      | 0.02   |        |
|        | 預金積金  | 4年3月期      | 22,353,985 | 3,418  | 0.01   |
|        |       | 3年3月期      | 22,261,683 | 4,150  | 0.02   |
|        | 借入金   | 4年3月期      | 700,000    | —      | —      |
|        |       | 3年3月期      | 615,616    | △ 550  | △ 0.08 |

(注) 1. 借入金の利息は資金運用勘定の利息に計上しております。

資金収支その他経営諸比率

(単位:千円)

| 科 目       | 令和3年3月期 | 令和4年3月期 |
|-----------|---------|---------|
| 資金運用収益    | 146,791 | 137,416 |
| 資金調達費用    | 4,150   | 3,418   |
| 資金運用収支    | 142,640 | 133,998 |
| 役務取引等収益   | 1,313   | 1,189   |
| 役務取引等費用   | 2,837   | 2,898   |
| 役務取引等収支   | △ 1,523 | △ 1,709 |
| その他業務収益   | 218     | 5,626   |
| その他業務費用   | 194     | 0       |
| その他業務収支   | 24      | 5,626   |
| 業務粗利益     | 141,141 | 137,915 |
| 業務粗利益率(%) | 0.57    | 0.55    |

業務粗利益率=  $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

預金人格別残高

(単位:百万円)

| 種 目        | 令和3年3月期 |       | 令和4年3月期 |       |
|------------|---------|-------|---------|-------|
|            | 金 額     | 構成比%  | 金 額     | 構成比%  |
| 個 人        | 12,775  | 57.2  | 12,655  | 56.7  |
| 法 人        | 9,384   | 42.8  | 9,678   | 43.3  |
| 一般法人       | 9,384   | 42.8  | 9,678   | 43.3  |
| 公金         | 0       | 0.0   | 0       | 0.0   |
| 合 計        | 22,160  | 100.0 | 22,333  | 100.0 |
| 組合員以外の預金残高 | 1,076   | 4.83  | 1,142   | 5.11  |

(注) 組合員以外の預金については、総預金残高の20%相当額まで認められております。

預金種目別平均残高

(単位:百万円)

| 種 目       | 令和3年3月期 |       | 令和4年3月期 |       |
|-----------|---------|-------|---------|-------|
|           | 金 額     | 構成比%  | 金 額     | 構成比%  |
| 流 動 性 預 金 | 7,528   | 33.8  | 7,960   | 35.6  |
| 定 期 性 預 金 | 14,732  | 66.2  | 14,393  | 64.4  |
| 合 計       | 22,261  | 100.0 | 22,353  | 100.0 |

総資産利益率・総資金利ざや等

(単位:%)

| 科 目       | 令和3年3月期 | 令和4年3月期 |
|-----------|---------|---------|
| 総資産経常利益率  | 0.15    | 0.14    |
| 総資産当期純利益率 | 0.11    | 0.10    |
| 資金運用利回 A  | 0.59    | 0.55    |
| 資金調達原価率 B | 0.47    | 0.46    |
| 資金利鞘 A-B  | 0.12    | 0.09    |

総資産経常(当期純)利益率=  $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

受取利息及び支払利息の増減

(単位:千円)

| 科 目     | 令和3年3月期 | 令和4年3月期 |
|---------|---------|---------|
| 受取利息の増減 | △ 7,189 | △ 9,375 |
| 支払利息の増減 | △ 5,348 | △ 732   |

## 貸倒引当金の内訳

(単位:千円)

| 種 目     | 令和3年3月期 |         | 令和4年3月期 |         |
|---------|---------|---------|---------|---------|
|         | 期末残高    | 増減額     | 期末残高    | 増減額     |
| 一般貸倒引当金 | 19,316  | 97      | 17,179  | △ 2,137 |
| 個別貸倒引当金 | 3,108   | △ 1,260 | 820     | △ 2,288 |
| 貸倒引当金合計 | 22,424  | △ 1,163 | 17,999  | △ 4,425 |

## 貸出金種類別平均残高

(単位:百万円)

| 科 目  | 令和3年3月期 | 構成比%  | 令和4年3月期 | 構成比%  |
|------|---------|-------|---------|-------|
| 手形貸付 | 573     | 9.7   | 446     | 7.6   |
| 証書貸付 | 5,314   | 90.3  | 5,408   | 92.4  |
| 合 計  | 5,888   | 100.0 | 5,854   | 100.0 |

## 貸出金償却額

(単位:千円)

| 項 目    | 令和3年3月期 | 令和4年3月期 |
|--------|---------|---------|
| 貸出金償却額 | —       | —       |

(注) 貸出金の償却は、破産および廃院先に対する貸出金のうち回収不能見込額に係る所定の措置であります。



## 貸出金担保別、用途別、業種別残高・構成比

(単位:千円)

| 項 目         | 令和3年3月期   | 構成比%  | 令和4年3月期   | 構成比%  |
|-------------|-----------|-------|-----------|-------|
| 総貸出金残高      | 6,077,264 | 100.0 | 5,506,780 | 100.0 |
| 担 保         |           |       |           |       |
| 不動産         | 2,562,379 | 42.2  | 2,395,004 | 43.5  |
| 信用保証協会・信用保険 | 0         | 0.0   | 0         | 0.0   |
| 組合預金積金      | 30,250    | 0.5   | 79,250    | 1.4   |
| 信用・保証       | 3,484,635 | 51.3  | 3,032,526 | 55.1  |
| 使 途         |           |       |           |       |
| 運転資金        | 1,689,015 | 27.8  | 1,589,900 | 28.9  |
| 設備資金        | 3,179,971 | 52.3  | 2,831,385 | 51.4  |
| その他(住宅消費等)  | 1,208,277 | 19.9  | 1,085,494 | 19.7  |
| 業 種         |           |       |           |       |
| 医療・福祉関連     | 4,406,741 | 72.5  | 4,243,430 | 77.1  |
| 地方公共団体      | 16,640    | 0.3   | 2,740     | 0.0   |
| 個人(住宅・消費等)  | 1,653,882 | 27.2  | 1,260,610 | 22.9  |

(注) (1) 1組合員に対する貸出金の限度額は、自己資本の25%以内とされています。  
 (2) 組合員は群馬県医師会々員とご家族、関係団体及び役職員に限られております。  
 (3) 組合員外の貸出には国・地方公共団体への貸出も含まれております。

## リスク管理債権及び同債権に対する保全額

(単位:千円)

| 区 分       | 年度    | 残高(A) | 担保・保証(B) | 貸倒引当金(C) | 保全率(B+C)/(A) |
|-----------|-------|-------|----------|----------|--------------|
| 破綻先債権     | 令和3年度 | —     | —        | —        | —            |
|           | 令和2年度 | —     | —        | —        | —            |
| 延滞債権      | 令和3年度 | 820   | 0        | 820      | 100.0        |
|           | 令和2年度 | 3,108 | 0        | 3,108    | 100.0        |
| 3ヶ月以上延滞債権 | 令和3年度 | 7,121 | 7,121    | 0        | 100.0        |
|           | 令和2年度 | —     | —        | —        | —            |
| 貸出条件緩和債権  | 令和3年度 | —     | —        | —        | —            |
|           | 令和2年度 | —     | —        | —        | —            |
| 合 計       | 令和3年度 | 7,941 | 7,121    | 820      | 100.0        |
|           | 令和2年度 | 3,108 | 0        | 3,108    | 100.0        |

(注) 1.「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、①会社更生法又は、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者、②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者、③破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者、④会社法の規定による特別清算の申立てがあった債務者、⑤手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、等に対する貸出金です。  
 2.「延滞債権」とは、上記1.および債務者の経営再建又は支援(以下「経営再建等」という。)を図ることを目的として利息の支払いを猶予したものの未収利息不計上貸出金です。  
 3.「3か月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から

3か月以上延滞している貸出金(上記1.および2.を除く)です。

4.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(上記1.～3.を除く)です。  
 5.「担保、保証額(B)」は、自己査定に基づく担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額です。  
 6.「貸倒引当金(C)」は、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しておりリスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。  
 7.保全率(B+C)/(A)は、リスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。  
 8.これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

(単位:千円、%)

| 区 分               | 年度    | 債権額(A)    | 担保・保証等(B) | 貸倒引当金(C) | 保全額(D)=(B)+(C) | 保全率(D)/(A) | 貸倒引当金率(C)/(A)-(B) |
|-------------------|-------|-----------|-----------|----------|----------------|------------|-------------------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | 令和3年度 | 820       | 0         | 820      | 820            | 100.0      | 100.0             |
|                   | 令和2年度 | 3,108     | 0         | 3,108    | 3,108          | 100.0      | 100.0             |
| 危険債権              | 令和3年度 | —         | —         | —        | —              | —          | —                 |
|                   | 令和2年度 | —         | —         | —        | —              | —          | —                 |
| 要管理債権             | 令和3年度 | 7,121     | 7,121     | 0        | 7,121          | 100.0      | 0.0               |
|                   | 令和2年度 | —         | —         | —        | —              | —          | —                 |
| 不良債権計             | 令和3年度 | 7,941     | 7,121     | 820      | 7,941          | 100.0      | 100.0             |
|                   | 令和2年度 | 3,108     | 0         | 3,108    | 3,108          | 100.0      | 100.0             |
| 正常債権              | 令和3年度 | 5,498,994 |           |          |                |            |                   |
|                   | 令和2年度 | 6,074,339 |           |          |                |            |                   |
| 合 計               | 令和3年度 | 5,506,935 |           |          |                |            |                   |
|                   | 令和2年度 | 6,077,447 |           |          |                |            |                   |

|        |       |       |
|--------|-------|-------|
| 不良債権比率 | 令和3年度 | 0.14% |
|        | 令和2年度 | 0.05% |

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、「3か月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出債権です。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
5. 「担保・保証等(B)」は自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
6. 「貸倒引当金(C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。
7. 金額は決算後(償却後)の計数です。

貸出金金利区分別残高

(単位:百万円)

| 区 分    | 令和3年3月期 | 令和4年3月期 |
|--------|---------|---------|
| 固定金利貸出 | 481     | 183     |
| 変動金利貸出 | 5,595   | 5,323   |
| 合 計    | 6,077   | 5,506   |

経費の内訳

(単位:千円)

| 項 目       | 令和3年3月期 | 令和4年3月期 |
|-----------|---------|---------|
| 人件費       | 61,904  | 65,678  |
| 報酬給料手当    | 56,157  | 61,026  |
| 賞与引当金純繰入額 | 0       | △ 1,125 |
| 退職給付費用    | 448     | 448     |
| 社会保険料等    | 5,299   | 5,328   |
| 物件費       | 40,447  | 38,124  |
| 事務費       | 23,280  | 21,521  |
| 固定資産費     | 6,311   | 6,536   |
| 事業費       | 3,186   | 2,369   |
| 人事厚生費     | 174     | 568     |
| 預金保険料     | 7,069   | 6,709   |
| その他       | 424     | 418     |
| 税金        | 120     | 60      |
| 経費合計      | 102,472 | 103,862 |

代理貸付残高

(単位:百万円)

| 項 目          | 令和3年3月期 | 令和4年3月期 | 備 考           |
|--------------|---------|---------|---------------|
| 独立行政法人福祉医療機構 | 0       | 0       | 代理貸付額の20%相当額を |
| (同上債務保証額)    | 0       | 0       | 組合が保証しております。  |

(注) 債務保証の見返勘定は信用供与に代替する偶発債務でオフバランス取引に該当いたします。

諸手数料

| 種 類        | 金額(円) |
|------------|-------|
| 振込手数料      | 3万円未満 |
|            | 3万円以上 |
| 為替組戻手数料    | 600   |
| 残高証明発行手数料  | 無料    |
| 証書・通帳類の再発行 | 無料    |
| 融資条件の変更    | 無料    |

有価証券種類別平均残高

(単位:百万円)

| 項 目 | 令和3年3月期 |       | 令和4年3月期 |       |
|-----|---------|-------|---------|-------|
|     | 金 額     | 構成比%  | 金 額     | 構成比%  |
| 国 債 | 7,290   | 84.6  | 8,378   | 86.6  |
| 地方債 | —       | —     | —       | —     |
| 社 債 | 1,329   | 15.4  | 1,301   | 13.4  |
| 株 式 | 0       | 0     | 0       | 0     |
| 合 計 | 8,619   | 100.0 | 9,680   | 100.0 |

(注) 当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

有価証券の時価情報

(単位:千円)

| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの  |           |           |          |            |            |           |
|----------------------|-----------|-----------|----------|------------|------------|-----------|
| 種類                   | 令和3年3月期   |           |          | 令和4年3月期    |            |           |
|                      | 貸借対照表計上額  | 取得原価      | 差額       | 貸借対照表計上額   | 取得原価       | 差額        |
| 国 債                  | 6,448,410 | 6,288,630 | 159,779  | 4,370,440  | 4,277,723  | 92,717    |
| 地方債                  | —         | —         | —        | —          | —          | —         |
| 社 債                  | 608,810   | 599,787   | 9,022    | 604,810    | 599,815    | 4,995     |
| 株 式                  | 100       | 100       | 0        | 100        | 100        | 0         |
| 小 計                  | 7,057,320 | 6,888,517 | 168,801  | 4,975,350  | 4,877,638  | 97,712    |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの |           |           |          |            |            |           |
| 種類                   | 貸借対照表計上額  | 取得原価      | 差額       | 貸借対照表計上額   | 取得原価       | 差額        |
|                      | 取得原価      | 取得原価      | 差額       | 取得原価       | 取得原価       | 差額        |
| 国 債                  | 2,161,710 | 2,190,367 | △ 28,657 | 5,482,270  | 5,641,057  | △ 158,787 |
| 地方債                  | —         | —         | —        | —          | —          | —         |
| 社 債                  | 772,370   | 798,247   | △ 25,877 | 665,410    | 698,340    | △ 32,930  |
| 株 式                  | —         | —         | —        | —          | —          | —         |
| 小 計                  | 2,934,080 | 2,988,614 | △ 54,534 | 6,147,680  | 6,339,397  | △ 191,717 |
| 合 計                  | 9,991,400 | 9,877,131 | 114,267  | 11,123,030 | 11,217,035 | △ 94,005  |

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。
2. 「社債」には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債が含まれます。

内国為替の取扱実績

(単位:件、百万円)

| 項 目            | 令和3年3月期 |       | 令和4年3月期 |       |
|----------------|---------|-------|---------|-------|
|                | 件 数     | 金 額   | 件 数     | 金 額   |
| 仕向為替 他の金融機関向け  | 4,500   | 8,903 | 4,614   | 7,464 |
| 被仕向為替 他の金融機関から | 3,495   | 4,613 | 3,741   | 4,698 |



## 自己資本の充実の状況等

## 《定性的な開示事項》

## 1. 自己資本調達手段の概要

- ・当組合の自己資本につきましては、群馬県内の医師・医療機関ならびにこれらに関連するお客さまによる（普通）出資金にて調達しております。

## 2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

- ・当組合は、これまで、内部留保による資本の積上げ等を行なうことにより自己資本を充実させ、自己資本比率は国内基準である4%を大幅に上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。
- ・なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支予算に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。
- 〔参考 令和4年3月末現在の自己資本比率は21.07%となっております。〕

## 3. 信用リスクに関する事項

## 【リスク管理態勢】

- ・信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、当組合が損失を被るリスクを指します。
- ・信用供与業務の基本的な理念や手続き等を明示した「審査の基準」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。
- ・個別案件の審査・与信管理にあたりましては、相互牽制機能、経営陣による審議に加え、員外監事による妥当性の検証などを実施しております。

## 【評価・計測】

- ・信用リスクの評価・計測は、小口多数取引の推進によるリスク分散のほか、自己査定による債務者区分などの管理をしております。

## 【貸倒引当金の計算基準】

- ・「自己査定基準」および「償却・引当基準」の規定に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算出された貸倒実績率を基に算定し、「償却・引当基準」の規定により引当をしております。
- ・その結果については、員外監事の監査を受けるなど適正な計上に努めております。

## 【リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関等の名称】

- ・リスク・ウエイトの判定基準は、適格格付機関が発表したものの中から、企業が適格格付機関に格付を依頼して取得した格付を使用しています。
- ・適格格付機関：日本格付研究所(JCR)、格付投資情報センター(R&I)、スタンダード・アンド・プアーズ(S&P)、ムーデーズ・インベスターズ・サービス・インク。
- ・また、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

## 4. 信用リスクの削減手法に関するリスク管理方針及び手続の概要

- ・信用リスク削減手法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。
- ・担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しており、担保や保証に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しております。
- ・与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。
- ・当組合が扱う担保には、当組合預金積金、有価証券、不動産等、保証には人的保証、民間保証等があり、その手続については当組合が定める事務取扱要領および担保評価基準等により、適切な事務取扱および適性な評価・管理を行っております。
- ・なお、バーゼルⅡで定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自組合の預金積金が該当します。
- ・また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、すべての与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合がありますが、当組合が定める事務取扱要領や担保差入証の約定等により、適切な取扱いに努めております。

## 5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

- ・該当ありません。

## 6. 証券化エクスポージャーに関する事項

- ・該当ありません。

## 7. オペレーショナル・リスクに関する事項

### 【リスク管理態勢】

- ・オペレーショナル・リスクとは、事務事故・システム障害、不正行為等で損失が生じるリスクを指します。
- ・オペレーショナル・リスクは業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、リスクの顕現化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めております。
- ・事務リスクについては、厳正な事務手続きの整備、その遵守はもちろん、小規模組合の特性を活かした牽制機能の強化と事務検証など、事務品質の向上に努めております。

### 【オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称】

- ・当組合は、基礎的手法を採用しております。

## 8. 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

- ・当組合が保有している出資金及び株式エクスポージャーに該当するものは、すべて、当組合の運営に基づく、上部関連団体や関連組織に対する出資・株式であります。
- ・なお、同上への出資・株式は、売却等を行う目的のものではなく、時価はありません。

## 9. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

### 【リスク管理態勢】

- ・金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指します。
- ・当組合は、定期的に評価・計測を行い、役員会等で、リスク状況を把握し、リスクを認識するとともに適切な対応を講じる態勢としております。
- ・具体的には、適正な評価・計測に基づき、自己資本に対する影響度等を測定し、リスクを管理可能、負担可能な範囲にコントロールしております。
- ・このように、当組合では、将来の金利変動に対するリスク管理を厳格に行い、経営健全化に取り組んでおります。

### 【銀行勘定の金利リスク（IRRBB）の算定方法の概要】

- ・金利リスクの計測方法
  - △EVE（Economic Value Equity）  
再評価法
  - △NII（Net Interest Income）  
金利ショックが基準日から12ヶ月間の純金利収入に与える影響額を計測
- ・金利リスク計測の頻度  
四半期毎
- ・計測対象金利感応度資産・負債  
「預け金」、「有価証券」のうち債権、「貸出金」、「預金債権」
- ・金利ショックに関する説明  
『協同事業により金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実等について金融庁長官が別に定める事項（平成十九年金融庁告示第十七号）』において通貨ごとに規定された金利ショックを使用（当事業年度末では、日本円金利に1.00%の上方パラレルシフト（指標金利の上昇）が生じた場合の金利ショック）
- ・コア預金の取扱い
  - 対 象：流動性預金全般
  - 算定方法：現残高50%相当額
  - 満 期：5年以内（平均2.5年）



## 《定量的な開示事項》

## 1.自己資本の構成に関する事項(令和3年3月期)

(単位:千円)

| 項 目                                                                                   | 令和3年3月期   | 経過措置による不算入額 | 令和4年3月期   | 経過措置による不算入額 |
|---------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-------------|-----------|-------------|
| コア資本に係る基礎項目(1)                                                                        |           |             |           |             |
| 普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額                                                      | 1,841,311 |             | 1,861,117 |             |
| うち、出資金及び資本剰余金の額                                                                       | 167,951   |             | 165,431   |             |
| うち、利益剰余金の額                                                                            | 1,676,726 |             | 1,699,000 |             |
| うち、外部流出予定額(△)                                                                         | 3,366     |             | 3,314     |             |
| うち、上記以外に該当するものの額                                                                      | —         |             | —         |             |
| コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額                                                            | 19,316    |             | 17,179    |             |
| うち、一般貸倒引当金コア資本算入額                                                                     | 19,316    |             | 17,179    |             |
| うち、適格引当金コア資本算入額                                                                       | —         |             | —         |             |
| 適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第3条第12項及び第13項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額                  | —         |             | —         |             |
| 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第4条第6項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | —         |             | —         |             |
| 土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第5条第7項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額  | —         |             | —         |             |
| コア資本に係る基礎項目の額(イ)                                                                      | 1,860,627 |             | 1,878,296 |             |
| コア資本に係る調整項目(2)                                                                        |           |             |           |             |
| 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額                                               | —         | —           | —         | —           |
| うち、のれんに係るものの額                                                                         | —         | —           | —         | —           |
| うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額                                                     | —         | —           | —         | —           |
| 繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額                                                               | —         | —           | —         | —           |
| 適格引当金不足額                                                                              | —         | —           | —         | —           |
| 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額                                                                | —         | —           | —         | —           |
| 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額                                                    | —         | —           | —         | —           |
| 前払年金費用の額                                                                              | —         | —           | —         | —           |
| 自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額                                                        | —         | —           | —         | —           |
| 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額                                                          | —         | —           | —         | —           |
| 少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額                                                                  | —         | —           | —         | —           |
| 信用協同組合連合会の対象普通出資等の額                                                                   | —         | —           | —         | —           |
| 特定項目に係る10パーセント基準超過額                                                                   | —         | —           | —         | —           |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額                                                   | —         | —           | —         | —           |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額                                                 | —         | —           | —         | —           |
| うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額                                                     | —         | —           | —         | —           |

(単位:千円)

| 項 目                                                                                                                         | 令和3年3月期   | 経過措置による不算入額 | 令和4年3月期   | 経過措置による不算入額 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-------------|-----------|-------------|
| 特定項目に係る15パーセント基準超過額                                                                                                         | —         | —           | —         | —           |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額                                                                                         | —         | —           | —         | —           |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額                                                                                       | —         | —           | —         | —           |
| うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額                                                                                           | —         | —           | —         | —           |
| コア資本に係る調整項目の額(ロ)                                                                                                            | —         |             | —         |             |
| 自己資本                                                                                                                        |           |             |           |             |
| 自己資本額 ((イ)ー(ロ)) (ハ)                                                                                                         | 1,860,627 |             | 1,878,296 |             |
| リスク・アセット等(3)                                                                                                                |           |             |           |             |
| 信用リスク・アセットの額の合計額                                                                                                            | 9,440,744 |             | 8,646,962 |             |
| 資 産(オン・バランス)項目                                                                                                              | 9,440,744 |             | 8,646,962 |             |
| うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額                                                                                             | —         |             | —         |             |
| うち、調整項目に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第8条第10項)により、なお従前の例によらずにリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)に係るものの額 | —         |             | —         |             |
| うち、調整項目に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第8条第10項)により、なお従前の例によらずにリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、繰延税金資産に係るものの額                                 | —         |             | —         |             |
| うち、調整項目に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第8条第10項)により、なお従前の例によらずにリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、前払年金費用に係るものの額                                 | —         |             | —         |             |
| うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第12条第7項又は第8項)を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額             | —         |             | —         |             |
| うち、上記以外に該当するものの額                                                                                                            | —         |             | —         |             |
| オフ・バランス取引等項目                                                                                                                | —         |             | —         |             |
| CVAリスク相当額を8%で除して得た額                                                                                                         | —         |             | —         |             |
| 中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額                                                                                             | —         |             | —         |             |
| オペレーショナルリスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額                                                                                            | 277,437   |             | 266,312   |             |
| 信用リスク・アセット調整額                                                                                                               | —         |             | —         |             |
| オペレーショナルリスク相当額調整額                                                                                                           | —         |             | —         |             |
| リスク・アセット等の額の合計額(ニ)                                                                                                          | 9,718,181 |             | 8,913,274 |             |
| 自己資本比率                                                                                                                      |           |             |           |             |
| 自己資本比率 ((ハ)/(ニ))                                                                                                            | 19.14%    |             | 21.07%    |             |

※自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

#### 自己資本比率について

- ・自己資本比率とは、資産額に占める自己資本額の割合で、信用協同組合等の自己資本比率は4%以上が必要とされています。
- ・この計算に用いる資産額は、貸借対照表に計上された額そのままではなく、保有している資産の種類や安全性の度合いごとに応じた掛け目(リスク・ウェイト)を乗じてリスクとなる額(リスク・アセット)を算出し、またオペレーショナル・リスクについては粗利益に一定の倍率を乗じて算出し合計したものです。  
例えば、現金や国債、地方債などは安全性に問題ない資産としてリスク・ウェイトは0%で、リスク・アセット額もゼロとなり、また民間向けの貸出金は信用力に応じてリスク・ウェイトが細かく定められています。
- ・当組合の当期末の自己資本比率は21.07%であり、国内基準の4%を上回る高い安全性・健全性を維持しております。



## 2.自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

|                                                                         | 令和3年3月期  |         | 令和4年3月期  |         |
|-------------------------------------------------------------------------|----------|---------|----------|---------|
|                                                                         | リスク・アセット | 所要自己資本額 | リスク・アセット | 所要自己資本額 |
| イ.信用リスク・アセット、所要自己資本の総合計                                                 | 9,441    | 377     | 8,647    | 345     |
| ①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー                                          | 9,441    | 377     | 8,647    | 345     |
| (i)ソブリン向け                                                               | —        | —       | —        | —       |
| (ii)金融機関向け                                                              | 1,760    | 70      | 1,640    | 65      |
| (iii)法人等向け                                                              | 4,139    | 165     | 3,826    | 153     |
| (iv)中小企業等・個人向け                                                          | 245      | 9       | 182      | 7       |
| (v)抵当権付住宅ローン                                                            | 27       | 1       | 22       | 1       |
| (vi)不動産取得等事業向け                                                          | —        | —       | —        | —       |
| (vii)3ヶ月以上延滞等                                                           | 0        | 0       | 7        | 0       |
| (viii)出資等                                                               | 8        | 0       | 8        | 0       |
| 出資等のエクスポージャー                                                            | 8        | 0       | 8        | 0       |
| 重要な出資のエクスポージャー                                                          | —        | —       | —        | —       |
| (ix)他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー | —        | —       | —        | —       |
| (x)信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー             | —        | —       | —        | —       |
| (xi)その他                                                                 | 3,262    | 130     | 2,962    | 118     |
| ②証券化エクスポージャー                                                            | —        | —       | —        | —       |
| ③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー                                           | —        | —       | —        | —       |
| ルック・スルー方式                                                               | —        | —       | —        | —       |
| マンドート方式                                                                 | —        | —       | —        | —       |
| 蓋然性方式(250%)                                                             | —        | —       | —        | —       |
| 蓋然性方式(400%)                                                             | —        | —       | —        | —       |
| フォールバック方式(1250%)                                                        | —        | —       | —        | —       |
| ④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額                                            | —        | —       | —        | —       |
| ⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額           | —        | —       | —        | —       |
| ⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額                                                    | —        | —       | —        | —       |
| ⑦中央清算期間関連エクスポージャー                                                       | —        | —       | —        | —       |
| ロ.オペレーショナル・リスク                                                          | 277      | 11      | 266      | 10      |
| ハ.単体総所要自己資本額(イ+ロ)                                                       | 9,718    | 388     | 8,913    | 356     |

(注) 1.所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2.「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3.「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、わが国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。

4.「3ヶ月以上延滞等」とは、元本及び利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが、150%になったエクスポージャーのことです。

5.「その他」とは(i)～(x)に区分されないエクスポージャーのことです。具体的には、貸出金、有形固定資産、無形固定資産、その他資産等が含まれます。

6.オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

&lt;オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法&gt;

$$\frac{\text{粗利益(直近3か年の内、正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3か年の内、粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

7.単体総所要自己資本額 = 単体自己資本比率の分母の額×4%

## 3.信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

## ①信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

&lt;業種別及び期間別&gt;

(単位:百万円)

| 業種区分<br>期間区分    | 信用リスクエクスポージャー期末残高 |         |                      |         |         |         |            |         | 3か月以上延滞<br>エクスポージャー |         |
|-----------------|-------------------|---------|----------------------|---------|---------|---------|------------|---------|---------------------|---------|
|                 |                   |         | うち貸出金及び<br>オフ・バランス取引 |         | うち債券    |         | うちデリバティブ取引 |         |                     |         |
|                 | 令和3年3月期           | 令和4年3月期 | 令和3年3月期              | 令和4年3月期 | 令和3年3月期 | 令和4年3月期 | 令和3年3月期    | 令和4年3月期 | 令和3年3月期             | 令和4年3月期 |
| 製造業             | 394               | 389     | —                    | —       | 394     | 389     | —          | —       | —                   | —       |
| 農業、林業           | —                 | —       | —                    | —       | —       | —       | —          | —       | —                   | —       |
| 漁業              | —                 | —       | —                    | —       | —       | —       | —          | —       | —                   | —       |
| 鉱業、採石業、砂利採取業    | —                 | —       | —                    | —       | —       | —       | —          | —       | —                   | —       |
| 建設業             | —                 | —       | —                    | —       | —       | —       | —          | —       | —                   | —       |
| 電気・ガス・熱供給・水道業   | 305               | 304     | —                    | —       | 305     | 304     | —          | —       | —                   | —       |
| 情報通信業           | 100               | 100     | —                    | —       | 100     | 100     | —          | —       | —                   | —       |
| 運輸業、郵便業         | 83                | 85      | —                    | —       | 83      | 85      | —          | —       | —                   | —       |
| 卸売業、小売業         | 102               | —       | —                    | —       | 102     | —       | —          | —       | —                   | —       |
| 金融業、保険業         | 8,992             | 8,395   | —                    | —       | 199     | 199     | —          | —       | —                   | —       |
| 不動産業            | 194               | 192     | —                    | —       | 194     | 192     | —          | —       | —                   | —       |
| 物品賃貸業           | —                 | —       | —                    | —       | —       | —       | —          | —       | —                   | —       |
| 学術研究、専門・技術サービス業 | —                 | —       | —                    | —       | —       | —       | —          | —       | —                   | —       |
| 宿泊業             | —                 | —       | —                    | —       | —       | —       | —          | —       | —                   | —       |
| 飲食業             | —                 | —       | —                    | —       | —       | —       | —          | —       | —                   | —       |
| 生活関連サービス業、娯楽業   | —                 | —       | —                    | —       | —       | —       | —          | —       | —                   | —       |
| 教育、学習支援業        | —                 | —       | —                    | —       | —       | —       | —          | —       | —                   | —       |
| 医療、福祉           | 2,790             | 2,625   | 2,790                | 2,625   | —       | —       | —          | —       | —                   | 7       |
| その他のサービス業       | 1,349             | 1,397   | 1,349                | 1,397   | —       | —       | —          | —       | —                   | —       |
| その他の産業          | 266               | 221     | 266                  | 221     | —       | —       | —          | —       | —                   | —       |
| 国・地方公共団体等       | 8,626             | 9,855   | 16                   | 2       | 8,610   | 9,853   | —          | —       | —                   | —       |
| 個人              | 1,653             | 1,261   | 1,653                | 1,261   | —       | —       | —          | —       | —                   | —       |
| その他             | 52                | —       | —                    | —       | —       | —       | —          | —       | —                   | —       |
| 業種別合計           | 24,908            | 24,824  | 6,077                | 5,506   | 9,991   | 11,123  | —          | —       | —                   | —       |
| 1年以下            | 10,364            | 10,764  | 466                  | 244     | 1,106   | 2,324   | —          | —       | —                   | —       |
| 1年超3年以下         | 3,322             | 634     | 768                  | 634     | 2,554   | 0       | —          | —       | —                   | —       |
| 3年超5年以下         | 1,703             | 2,060   | 388                  | 445     | 1,315   | 1,615   | —          | —       | —                   | —       |
| 5年超7年以下         | 1,590             | 1,064   | 612                  | 632     | 978     | 432     | —          | —       | —                   | —       |
| 7年超10年以下        | 1,310             | 1,486   | 906                  | 784     | 404     | 702     | —          | —       | —                   | —       |
| 10年超            | 6,565             | 8,816   | 2,934                | 2,767   | 3,631   | 6,049   | —          | —       | —                   | —       |
| 期間の定めのないもの      | —                 | —       | —                    | —       | —       | —       | —          | —       | —                   | —       |
| その他             | 52                | —       | —                    | —       | —       | —       | —          | —       | —                   | —       |
| 残存期間別合計         | 24,908            | 24,824  | 6,077                | 5,506   | 9,991   | 11,123  | —          | —       | —                   | —       |

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「3か月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、その他資産、有形固定資産、無形固定資産等が含まれます。

4. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

## ②一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の増減額

(単位:百万円)

|         |         | 期 首 残 高 | 期 末 残 高 | 増 減 額 |
|---------|---------|---------|---------|-------|
| 一般貸倒引当金 | 令和4年3月期 | 19      | 17      | △ 2   |
|         | 令和3年3月期 | 19      | 19      | 0     |
| 個別貸倒引当金 | 令和4年3月期 | 3       | 1       | △ 2   |
|         | 令和3年3月期 | 4       | 3       | △ 1   |
| 合計      | 令和4年3月期 | 22      | 18      | △ 4   |
|         | 令和3年3月期 | 23      | 22      | △ 1   |

## ③リスク・ウエイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

| 告示で定めるリスク・ウエイト区分(%) | エクスポージャーの額 |        |         |        |
|---------------------|------------|--------|---------|--------|
|                     | 令和3年3月期    |        | 令和4年3月期 |        |
|                     | 格付あり       | 格付なし   | 格付あり    | 格付なし   |
| 0                   | —          | 8,642  | —       | 9,864  |
| 10                  | —          | —      | —       | —      |
| 20                  | —          | 8,798  | —       | 8,201  |
| 35                  | —          | 78     | —       | 65     |
| 50                  | —          | —      | —       | —      |
| 75                  | —          | 327    | —       | 243    |
| 100                 | 1,181      | 5,670  | 1,071   | 5,171  |
| 150                 | —          | —      | —       | —      |
| 250                 | 199        | 15     | 199     | 10     |
| 1250                | —          | —      | —       | —      |
| その他                 | —          | —      | —       | —      |
| 合 計                 | 1,381      | 23,530 | 1,270   | 23,554 |

(注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限りです。

2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウエイトに区分しております。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

## 4.信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

| ポートフォリオ                                                   | 信用リスク削減手法 | 適格金融資産担保 |         | 保 証     |         | クレジット・デリバティブ |         |
|-----------------------------------------------------------|-----------|----------|---------|---------|---------|--------------|---------|
|                                                           |           | 令和3年3月期  | 令和4年3月期 | 令和3年3月期 | 令和4年3月期 | 令和3年3月期      | 令和4年3月期 |
| 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー                                   |           | 30       | 37      | —       | —       | —            | —       |
| ①ソブリン向け                                                   |           | —        | —       | —       | —       | —            | —       |
| ②金融機関向け                                                   |           | —        | —       | —       | —       | —            | —       |
| ③法人等向け                                                    |           | 30       | 30      | —       | —       | —            | —       |
| ④中小企業等・個人向け                                               |           | —        | —       | —       | —       | —            | —       |
| ⑤抵当権付住宅ローン                                                |           | —        | —       | —       | —       | —            | —       |
| ⑥不動産取得等事業向け                                               |           | —        | —       | —       | —       | —            | —       |
| ⑦3ヶ月以上延滞等                                                 |           | —        | 7       | —       | —       | —            | —       |
| ⑧出資等                                                      |           | —        | —       | —       | —       | —            | —       |
| 出資等のエクスポージャー                                              |           | —        | —       | —       | —       | —            | —       |
| 重要な出資のエクスポージャー                                            |           | —        | —       | —       | —       | —            | —       |
| ⑨他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー        |           | —        | —       | —       | —       | —            | —       |
| ⑩信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー |           | —        | —       | —       | —       | —            | —       |
| ⑪その他                                                      |           | —        | —       | —       | —       | —            | —       |

(注) 適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

## 5.派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

## 6.証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

## 7.出資金等エクスポージャー

①出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

| 区分     |         | 出資等エクスポージャー |                    |                |                    |          |      |      |      |
|--------|---------|-------------|--------------------|----------------|--------------------|----------|------|------|------|
|        |         | 貸借対照表計上額    | うち、売買目的有価証券に該当するもの |                | うち、その他有価証券で該当のあるもの |          |      |      |      |
|        |         |             | 貸借対照表計上額           | 当期の損益に含まれた評価差額 | 取得原価(償却原価)         | 貸借対照表計上額 | 評価差額 | うち 益 | うち 損 |
| 上場株式   | 令和4年3月期 | —           | —                  | —              | —                  | —        | —    | —    | —    |
|        | 令和3年3月期 | —           | —                  | —              | —                  | —        | —    | —    | —    |
| 非上場株式等 | 令和4年3月期 | 8           | —                  | —              | —                  | —        | —    | —    | —    |
|        | 令和3年3月期 | 8           | —                  | —              | —                  | —        | —    | —    | —    |
| 合計     | 令和4年3月期 | 8           | —                  | —              | —                  | —        | —    | —    | —    |
|        | 令和3年3月期 | 8           | —                  | —              | —                  | —        | —    | —    | —    |

(注) 貸借対照表計上額は、期末時点における市場価格等に基づいております。

## ②子会社・子法人等株式

該当ありません。

## ③出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

該当ありません。

## 8.リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当ありません。

## 9.金利リスクに関する事項(※1)(※2)

(単位:百万円)

| IRRBB1：金利リスク |           |         |         |         |         |
|--------------|-----------|---------|---------|---------|---------|
| 項 番          |           | イ       |         | ロ       |         |
|              |           | △EVE    |         | △NII    |         |
|              |           | 令和4年3月期 | 令和3年3月期 | 令和4年3月期 | 令和3年3月期 |
| 1            | 上方パラレルシフト | 1,026   | 665     | 42      | 26      |
| 2            | 下方パラレルシフト | 0       | 0       | 0       | 0       |
| 3            | スティープ化    | 972     | 618     |         |         |
| 4            | フラット化     |         |         |         |         |
| 5            | 短期金利上昇    |         |         |         |         |
| 6            | 短期金利低下    |         |         |         |         |
| 7            | 最大値       | 1,026   | 665     | 42      | 26      |
| 8            | 自己資本の額    | ホ       |         | ヘ       |         |
|              |           | 令和4年3月期 |         | 令和3年3月期 |         |
|              |           | 1,878   |         | 1,860   |         |

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

## 法令の遵守体制

法令の遵守(コンプライアンス)とは、法令や様々なルール、組合内の諸規定を守り行動し不正のない健全な組合を構築し、社会的使命を果たすとともに組合員みなさまの信頼にお応えすることです。

当組合では「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、その中で「行動綱領」や「法令等遵守規程」等を定め、役職員一人ひとりが法令の遵守の徹底を図っております。

## 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組状況

### ○中小企業の経営支援に関する取組方針

当組合は、医療業界の専門金融機関として、従来から金融サービスの向上に努めてまいりました。さらにこれまでの取組みを踏まえ、金融仲介機能の更なる充実を図るためご利用の先生方からのご融資に関するご相談について、適切かつ丁寧な対応に努め、迅速かつ確に対応するための取組みを強化することとしております。

### ○取組状況

当組合は、お客様のライフサイクルに応じ、ご開業、医院継承支援や後継者育成のための教育支援など、担保保証人条件を緩和した、特定目的ローンを随時新設するなど、お客様ニーズにあわせたとご利用しやすい商品の提供につとめております。

またご融資審査にあたり地域医療の特性や診療科目による経営特徴を参考に柔軟な対応を図っております。

お客様のお申出に対しては店内窓口のほか、極力お客様宅等へ訪問し面談で丁寧な説明を行い対応しております。

## 経営者保証に関するガイドラインへの対応

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、同ガイドラインを尊重し、遵守する態勢を整備しております。

当組合は、お客様と保証契約に関する相談や、保証人のお客様から保証債務の整理の相談を受けた際には、同ガイドラインに基づき適切な対応をしております。

## 地域密着型金融への取組状況(令和3年4月～令和4年3月)

| 1.項目   | (1)ライフサイクルに応じた開業医、勤務医等の支援強化<br>事業承継・開業支援・資金繰支援                                 | (2)事業価値を見極める融資、医療業に適した資金供給手法の徹底<br>不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資等              | (3)地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献<br>地域活性化につながる多様なサービスの提供、資金供給                                           |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2.タイトル | 医療承継・新規開業・資金繰支援・教育資金負担軽減への支援                                                   | 資金供給手法の拡大                                                              | 医療関連団体への積極融資等地域医療の充実支援                                                                              |
| 趣 旨    | 医療者のライフサイクルで最も資金の必要な時期に、金利や返済期間を優遇し、負担軽減を図る。                                   | 不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の推進とより利用しやすい融資制度の創設、既存商品の改善・見直しを図る。               | 収益重視の金融機関では取扱い困難な、医療インフラ整備を目的とした地域医療充実に役立つ金融面での貢献。                                                  |
| 3.取組内容 | ・勤務医の開業支援<br>・医療後継者への承継資金<br>・子弟等の教育資金<br>・居宅新築資金<br>・新型コロナウイルス感染症の影響による資金繰り支援 | ・定性情報を重視した融資。<br>・担保、保証人条件に過度に依存しない審査体制。<br>「経営者保証に関するガイドライン」に基づく態勢整備。 | 1.医療関連団体(郡市医師会等)への融資<br>2.看護学校の整備、産婦人科医・助産師不足、小児科医不足対策などに関わる資金の融資<br>3.病医院の看護職員確保のための育英資金融資制度の取組継続。 |
| 4.実績   | 医療サポートローン 7件/300百万円<br>教育ローン 10件/57百万円<br>新型コロナ特別融資 5件/90百万円                   | 医療機器ローン 4件/19百万円<br>ニューオートローン 10件/55百万円<br>リニューアルローン 1件/20百万円          | 7件/1百万円                                                                                             |



## 当組合の地域貢献

当組合は、群馬県の医業関係者を組合員とする業域信用組合であり、組合員がお互いに助け合い、発展していくという相互扶助の理念に基づき運営されている協同組合組織の金融機関です。

金融業務を通じて組合員の医業経営に関する事業の発展に寄与しており、ひいては地域住民の医療および健康管理にも貢献しております。

## 当組合の苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当組合では、お客様により一層のご満足をいただけるよう、お取引に係るご苦情等を受付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

\* 苦情等とは、当組合との取引に関する照会・相談・要望・苦情・紛争のいずれかに該当するもの及びこれらに準ずるものをいいます。

### 当組合へのお申出先

「本店」にお願いいたします。

本店 営業部長

住 所：前橋市千代田町1-7-4

受付時間：午前9時～午後5時

電話番号：027-233-7306

(土日・祝日および金融機関の休日を除く)

苦情等のお申し出は当組合のほか、地区しんくみ苦情等相談所・しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けています（詳しくは、当組合本店へご相談ください）。

| 名 称     | 群馬地区しんくみ苦情等相談所<br>((社)群馬県信用組合協会)     | しんくみ相談所<br>((社)全国信用組合中央協会)         |
|---------|--------------------------------------|------------------------------------|
| 住 所     | 〒371-0026<br>前橋市大手町3-3-1 (群馬県中小企業会館) | 〒104-0031<br>東京都中央区京橋1-9-5         |
| 電 話 番 号 | 027-232-3120                         | 03-3567-2456                       |
| 受 付 日 間 | 月～金 (祝日及び金融機関休業日を除く)<br>9:00～17:00   | 月～金 (祝日及び金融機関休業日を除く)<br>9:00～17:00 |

相談所は、公平・中立な立場でお申し出を伺い、お申し出のお客様の了解を得たうえで、当該の信用組合に対し迅速な解決を要請します。

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当組合本店またはしんくみ相談所へお申し出ください。

また、お客様が直接、仲裁センター等へ申し出ることも可能です。

なお、仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法があります。

①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。

例えば、埼玉弁護士会の仲裁センター（現在、群馬は無し）に事件を移管し、以後、当該弁護士会の仲裁センターで手続きを進めることができます。

②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たる。

例えば、お客様は、群馬弁護士会にお越しいただき、当該弁護士会の斡旋人とは面談で、東京の弁護士会の斡旋人とはテレビ会議システム等を通じてお話いただくことにより、手続きを進めることができます。

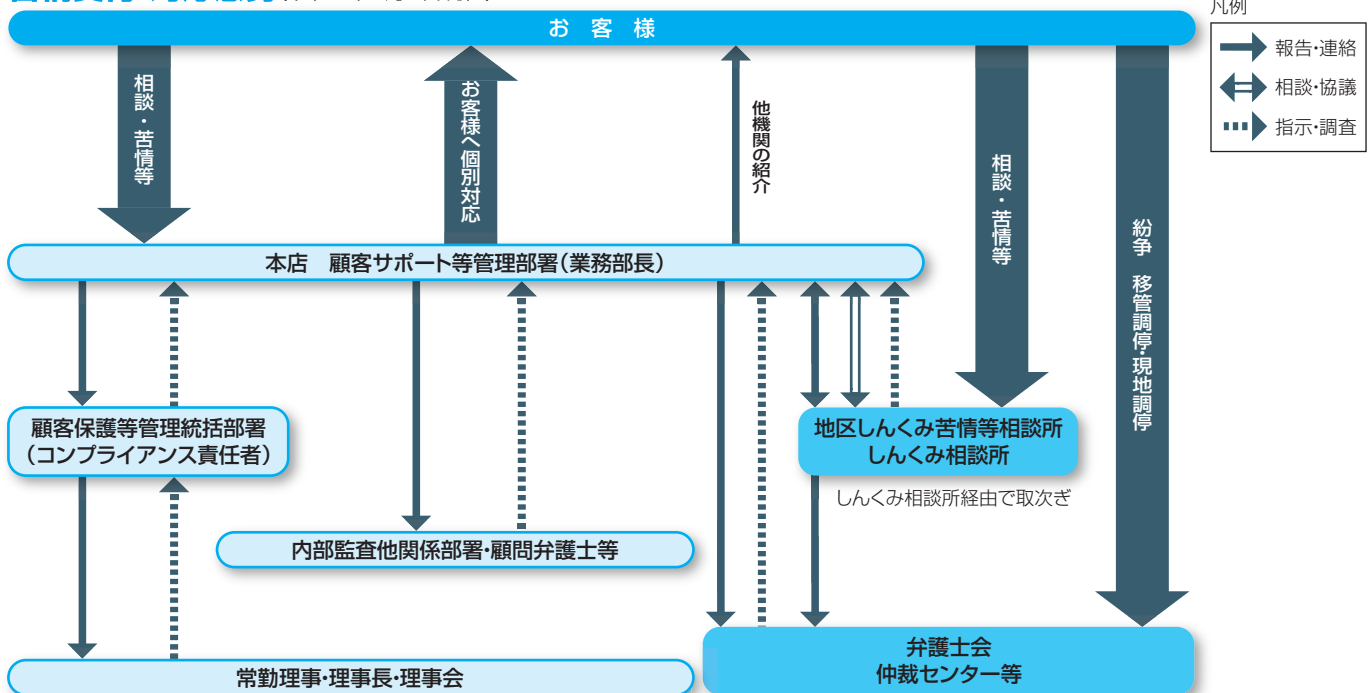
\* 移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

| 名 称     | 東京弁護士会<br>紛争解決センター                        | 第一東京弁護士会<br>仲裁センター                         | 第二東京弁護士会<br>仲裁センター                        |
|---------|-------------------------------------------|--------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 住 所     | 〒100-0013<br>東京都千代田区霞ヶ関1-1-3              | 〒100-0013<br>東京都千代田区霞ヶ関1-1-3               | 〒100-0013<br>東京都千代田区霞ヶ関1-1-3              |
| 電 話 番 号 | 03-3581-0031                              | 03-3595-8588                               | 03-3581-2249                              |
| 受 付 日 間 | 月～金 (除 祝日、年末年始)<br>9:30～12:00、13:00～15:00 | 月～金 (除 祝日、年末年始)<br>10:00～12:00、13:00～16:00 | 月～金 (除 祝日、年末年始)<br>9:30～12:00、13:00～17:00 |

当組合は、お客様からのお申出について、以下のとおり金融 ADR 制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して迅速・公平・適切な対応を図り、もって当組合に対するお客様の信頼の向上に努めます。

1. お客様からの苦情等については、本店で受け付けます。
2. お申し出いただいた苦情等は、事情・事実関係を調査するとともに、必要に応じ関係部署との連携を図り、公正・迅速・誠実に対応し、解決に努めます。
3. 苦情等の受付・対応に当たっては、個人情報保護に関する法律やガイドライン等に沿い、適切に取り扱いいたします。
4. お客様からの苦情等のお申し出は、しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します、その標準的な手続等の情報を提供します。
5. 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することが出来ます。その際は、しんくみ相談所の規則等を遵守し解決に取組みます。
6. 顧客サポート等に係る情報の集約、苦情等に対する対応の進捗状況および処理指示については、営業部長が一元的に管理します。
7. 反社会的勢力による苦情等を装った圧力に対しては、規程等に基づき、必要に応じ警察等関係機関との連携をとった上、断固たる対応をとります。
8. 苦情等に対応するため、研修等により関連規程等に基づき業務が運営されるよう、組合内に周知・徹底を図ります。
9. 苦情等の内容について分析し、必要な調査を行って苦情等の発生原因を把握した上、苦情等の再発防止、未然防止に向けた取組みを不断に行います。

## 苦情受付・対応態勢(令和4年4月1日現在)



## 報酬体系

### 1. 対象役員

当組合では、理事全員及び監事全員(非常勤を含む)の報酬体系を開示しております。

#### (1) 報酬体系の概要

##### 【報酬】

非常勤を含む全役員の報酬につきましては、総代会において理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の報酬額につきましては役位等を勘案し理事会において決定しております。

また監事報酬につきましては監事の協議により決定しております。

##### 【賞与】

理事、監事に対して賞与は支給しておりません。

##### 【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

#### (2) 令和3年度における役員に対する報酬

(単位:千円)

| 区分 | 当期中の報酬額 | 総代会で定められた報酬限度額 |
|----|---------|----------------|
| 理事 | 22,402  | 30,000         |
| 監事 | 4,300   | 10,000         |
| 合計 | 26,702  | 40,000         |

注1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

注2. 支払人数は、理事16名、監事4名です。

注3. 上記以外に支払った役員退職慰労金はありません。

#### (3) その他

協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件「平成24年3月29日付金融庁告示第23号」第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

#### 2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。なお、令和元年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

注2. 「同額」は、令和3年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

注3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「諸給与規定」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることによって動機づけられた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

## いしん融資のご案内

令和4年4月1日現在

| 種別等 |                                                 |       | 利率(年)                               | 備考                    |
|-----|-------------------------------------------------|-------|-------------------------------------|-----------------------|
|     | 一般融資<br>(事業用・個人用)                               | 1年以内  | 0.85%                               | 資金全般                  |
|     |                                                 | 3年以内  | 0.95%                               |                       |
|     |                                                 | 5年以内  | 1.05%                               |                       |
|     |                                                 | 10年以内 | 1.15%                               |                       |
|     |                                                 | 20年以内 | 1.35%                               |                       |
| 事業用 | 開業支援ローン<br>(当初2年以内元金返済据置可)                      | 10年以内 | 0.90%                               | 4億円以内                 |
|     |                                                 | 25年以内 | 1.00%                               |                       |
|     | 事業継承ローン<br>(当初1年以内元金返済据置可)                      | 10年以内 | 0.95%                               |                       |
|     |                                                 | 25年以内 | 1.20%                               |                       |
|     | 診療所・居宅一体型ローン<br>(当初2年以内元金返済据置可)                 | 10年以内 | 0.85%                               |                       |
|     |                                                 | 30年以内 | 0.95%                               |                       |
|     | リニューアルローン                                       | 5年以内  | 0.85%                               |                       |
|     |                                                 | 10年以内 | 0.95%                               |                       |
|     |                                                 | 25年以内 | 1.15%                               |                       |
|     | 医療機器ローン                                         | 1年以内  | 0.75%                               | 5,000万円以内             |
|     |                                                 | 3年以内  | 0.85%                               |                       |
|     |                                                 | 5年以内  | 0.95%                               |                       |
|     |                                                 | 10年以内 | 1.05%                               |                       |
|     | ニュー・オートローン                                      | 7年以内  | 0.75%                               | 2,000万円以内             |
|     | 季節資金                                            | 1年以内  | 0.85%                               | 1,000万円以内<br>取扱期間 夏・冬 |
|     | ドクターサポートローン                                     | 5年以内  | 2.15%                               | 1,000万円以下<br>原則、保証人不要 |
| 個人用 | 住宅ローン                                           | 30年以内 | 1.20%<br>生保付 +0.30%<br>三大疾病付 +0.40% | 6,000万円以内             |
|     | 教育ローン<br>医学部入学の場合・<br>当初6年以内元金返済据置可             | 20年以内 | 0.95%<br>生保付 基準+0.3%                | 5,000万円以内             |
|     | 教育ローン(保証付)<br>6年生大学の場合・卒業予定月迄<br>最長6年9か月元金返済据置可 | 15年以内 | 2.50%                               | 2,000万円以内<br>原則、保証人不要 |
|     | フリーローン                                          | 10年以内 | 2.65%                               | 1,000万円以内<br>原則、保証人不要 |

※利率は「変動金利」(季節資金除く)ですが、相互扶助の観点から低めの設定にしております。

※ご融資には審査があります。その結果ご利用いただけない場合もありますので予めご了承ください。

※個人でのお借入の際、ご希望により「団体信用生命保険」のご利用もできます。詳しい取扱につきましてはお気軽にご相談ください。

※住宅ローン、教育ローン、ニュー・オートローン、フリーローンは勤務医の先生も限度額までご利用できます。



## 群馬県医師信用組合

〒371-0022 前橋市千代田町1丁目7番4号  
群馬メディカルセンター 別館2階

電話 027-233-7306  
ファクシミリ 027-233-7308

URL <http://www.gunmaishi.shinkumi.jp>

E-mail [ishishin@mail.gunma.med.or.jp](mailto:ishishin@mail.gunma.med.or.jp)